

# 平成18年度 議会運営委員会

平成18年6月8日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:20

## ○ 委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成18年第3回定例会の提出議案について執行部に説明を求めます。

予算の説明は、予算概要に基づき行われますので、よろしく願いいたします。

## ○ 財政課長

議案番号52号から68号及び95号の予算関連議案の概要について説明いたします。

配布いたしております平成18年度予算概要書をお願いいたします。

予算額につきまして、一般会計は、614億900万円、特別会計は、12会計で638億3,510万3千円、企業会計は、4会計で84億1,096万6千円、合計いたしまして1,336億5,506万9千円、前年度の1市4町の合計額と比較いたしまして、180億3,605万6千円の増となっております。

一般会計では、約80億円の増となっておりますが、後ほど資料にて説明させていただきます。介護保険特別会計は、旧4町が17年度まで広域連合で実施しておりましたので、旧4町分の給付費の計上により増額いたしております。

小型自動車競走事業特別会計は、平成17年度の繰上充用の影響等で増額となっております。また、学校給食事業並びに養護老人ホーム運営事業につきましては、本年度より特別会計で計上いたしております。

25ページをお願いいたします。

この表は、一般会計の歳入を款別に17年度の1市4町の合計額と比較したものでございます。まず、総額の比較でございますが、前年度と比較して、80億1,225万7千円、15%の増となっております。

増減の主なものは、地方譲与税が三位一体改革の税源移譲により所得譲与税の増等で3億9,700万円、38.8%の増となっております。

地方交付税は、旧4町的生活保護の密度補正の増等により12億9,400万円の増となっております。

分担金及び負担金は、特別会計からの退職手当負担金の減、養護老人ホームの特別会計への移行により関連負担金の減などにより、約5億3000万円の減となっております。

国庫支出金は、旧4町分的生活保護費の増等により、約22億6,000万円の増となっております。

県支出金は、流域下水道事業の委託金等により、約9億8,500万円の増となっております。繰入金は、財政調整基金、減債基金の増等により、約13億4,100万円の増となっております。

諸収入は、中小企業資金融資預託金元利収入の減、穂波で一般会計でしておりました給食費の特別会計への移行等により4億円の減となっております。

市債は、地域振興基金の財源といたしまして借り入れます38億円の増、臨時財政対策債の減額による減と併せまして約31億3,100万円の増となっております。

26ページをお願いいたします。

この表は、款別に前のページと同じ様に前年度と比較したものでございます。

総務費の約37億2,000万円の増は、主に先ほども申しました地域振興基金の積立によるものです。

民生費の51億1,400万円の増は、旧4町分の生活保護費の増、児童扶養手当、児童手当の増等によるものでございます。

労働費の減は、特定地域開発就労事業費の事業費の減によるものでございます。

商工費の減の主なものは、中小企業資金融資預託金の減によるものでございます。

諸支出金の減は、主に、公共施設整備基金の減等によるものでございます。

27ページをお願いいたします。

この表は、歳出を性質別に比較したものでございます。

説明は、省略させていただきます。

2ページに戻っていただきたいと思っております。

予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページを記載いたしております。

その主なものについて説明させていただきます。

先ず、歳入でございますが、市税の市民税は、18年度の税制改正の影響等を見込み、52億576万9千円を計上いたしております。

固定資産税につきましては、18年度が評価替えの年度となっておりますので、土地及び家屋の評価の減などを見込み58億5,396万円を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。

まちづくり交付金は、旧伊藤伝右衛門邸関連事業に対するものでございます。

県支出金の市町村合併特例交付金は、合併年度から5年間交付されるもので、合併関連経費に充当いたしております。

繰入金は、財政調整基金47億円、減債基金5億円を計上いたしております。

市債では、合併特例債を活用した地域振興基金の原資として借り入れます38億円を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費のところに記載しておりますが、人件費、一般会計、特別会計合わせまして103億1,118万1千円を計上いたしております。

なお、特別職につきましては、条例議案も提出させていただいておりますが、市長10%、助役、教育長5%を削減して計上いたしております。

4ページをお願いいたします。

市誌編さん業務につきましては、21年度までの債務負担を設定しております。

総合計画につきましては、19年度にかけて策定するようにしております。

留学生等住宅整備工事は、まちづくり交付金を活用して、相田清水谷県営住宅の譲渡を受け、改修を行い、16戸整備するものでございます。

新産業創造推進支援事業費は、総額3,502万6千円で、ベンチャー企業の支援経費や新技術・新製品開発補助金等を計上いたしております。

5ページをお願いいたします。

目尾地区工業団地敷造成工事調査設計委託料は、目尾地域振興計画地内の「本市浮揚・発展のため活用できる用地」に工業団地を造成するための設計委託であります。

男女共同参画推進事業費で男女共同参画プランの策定経費とその基礎資料となります市民意識調査の委託料を計上いたしております。

6ページをお願いいたします。

長寿祝い金は、70歳以上、5,000円の総額1億2,098万5千円を計上いたしております。

障がい者保健福祉計画策定経費につきましては、委員報酬、策定委託料、実態調査委託料等623万7千円を計上いたしております。

7ページをお願いいたします。

障がい者福祉事業につきましては、10月より支援費制度から自立支援制度に移行いたしますので、介護給付費等関連経費を計上いたしております。

児童手当給付費につきましては、小学校3年修了前から小学校修了前まで拡大し、所得制限も緩和されております。

児童扶養手当給付費につきましては、今まで県の福祉事務所が支出しておりました旧4町分を合わせて計上しております。

青少年対策費の次世代育成支援行動計画策定委託料は、旧1市4町それぞれで計画を策定しておりましたが、新市の計画として新たに策定しようとするものであります。

蓮台寺児童館改築事業は、県の補助を受け、現在の鎮西公民館横の児童館を蓮台寺小学校敷地内に建設しようとするものでございます。

8ページをお願いいたします。

生活保護の扶助費につきましては、旧4町分も合わせまして9億7,328万円を計上いたしております。

保護の状況は17年度末で被保護人員、5,991人、保護率44.9パーミリとなっております。

衛生費で飯塚市・桂川町衛生施設組合負担金、ふくおか県央環境施設組合負担金を計上いたしております。

浄化槽設置費補助金につきましては、248基分を計上いたしております。

9ページをお願いいたします。

労働費の特定地域開発就労事業費は、就労者163人で10ヶ所の工事を行うようにしており、総額で1億5,165万円を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。

農業施設費の石丸堰、佐与堰修繕工事は、かんがい基金を充当して実施するものでございます。徳前碓川サイホン改修基本設計委託料は、浸水対策の一環として取り組むものでございます。国土調査につきましては、現在、潁田地区で実施しておりますが、平成21年度で終了する予定でございます。

商工費の飯塚地域自動車産業参入推進事業は、地場企業の自動車産業への参入促進のために支援するものでございます。

赤字バス路線維持のため、小竹天道線、八木山線の負担金を計上いたしております。

中小企業資金金融預託金を1億5,945万3千円を計上いたしておりますが、この預託金は、年度当初、金融機関に預託し、年度末に返還されるものでございます。

11ページをお願いいたします。

土木費の道路橋りょう費で小峠・東光線道路改良事業費等、また、県営事業費負担金といたしまして飯塚穂波線等の負担金を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

都市計画基礎調査委託料は、県からの委託で実施するものでございますが、本市の都市計画マスタープランの基礎資料となりますことから筑穂地区も調査の対象とする予定であります。街路事業の新飯塚駅前広場整備事業は、平成12年度から取り組んでおりますが本年度で完了の予定であります。

水害対策の一環として取り組んでおります芳雄橋、飯塚橋の架け替え事業の県負担金を計上いたしております。

また、明星寺川流域下水道県受託事業につきましては、平成17年度までは、飯塚市、穂波町の事業として取り組んでおりましたが、18年度からは県の流域下水道事業となっております。この事業につきましては、市が県より委託を受けて実施するようにしております。

住宅建設につきましては、1市4町の建替え計画に基づいた経費を計上いたしております。  
また、今後の公営住宅の建替えや維持の方法について検討するため、ストック総合活用計画策定委託料を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。

消防費で飯塚地区消防組合負担金16億2,575万6千円を計上しております。

18年度からは、飯塚市、嘉麻市とも100%での負担となっております。

これは交付税算入の100%でございます。

地域防災計画につきましては、18年から19年度にかけて策定するようにしておりますが、本年度は基礎調査委託料を計上いたしております。

教育費の小中学校間ネットワーク管理委託料は、市内34校のネットワークの管理委託をするもので、22年度までの債務負担行為を併せて計上いたしております。

小学校管理費で、潁田地区の構造改革特区の関連経費を計上いたしております。

14ページをお願いいたします。

中学生海外派遣事業費は、8月に生徒50人を対象に実施するものでございます。

中学校建設費で、二瀬中学校の大規模改造事業経費を計上いたしております。

公民館費で、穂波地区で実施いたします子どもマナビ塾は、県の委託事業により実施するものでございます。

15ページをお願いいたします。

旧伊藤伝右衛門邸整備事業は、まちづくり交付金及び宝くじ助成金を活用して実施するもので、総額2億6,149万3千円を計上いたしております。

鹿毛馬神籠石公園整備事業費は、国の補助事業で年次的に取り組んでおりますが、本年度は事業費として1億2,823万1千円を計上いたしております。

繰越明許費は、弁分及び大坪公営住宅建設事業につきまして、事業採択を18年度で受けておりますが、工期の都合で年度内の完了が見込めませんので設定するものでございます。

債務負担行為につきましては、委託料8件、借上げ料23件、工事、利子補給、保証料負担、損失補償各1件の計35件につきまして、債務が後年度にまたがりまますので設定するものでございます。

16ページをお願いいたします。

続きまして、特別会計の主なものを説明させていただきます。

まず国民健康保険特別会計でございますが、歳入の保険税につきましては、旧1市4町の17年度の総額確保の考え方から税率を設定し、33億1,094万5千円を計上いたしております。

歳出の保険給付費は、17年度の決算見込み等を参考に医療単価の3%減を見込み計上いたしております。

17ページをお願いいたします。

介護保険特別会計でございますが、18年度から新たな事業期間となります。

介護区分が6段階から7段階への細分化、新予防給付事業、地域支援事業の創設、包括支援センターの設置等制度の改正がっております。

歳入の保険料は、3年間の給付費総額をもとに算定いたしておりますが、5段階から6段階で設定するようになっており、基本保険料は4,975円となっております。

繰入金の財政支援分は、旧1市4町で財源不足のため財政安定化基金から借入金をしておりますが、その借入金を清算するために繰り入れるものでございます。

18ページをお願いいたします。

介護保険のサービス事業勘定は、本年度より新設するもので、保険事業勘定の介護予防サービス計画費を財源といたしまして、介護予防計画策定事業を実施するものでございます。

19ページをお願いいたします。

小型自動車競走事業特別会計でございますが、まず、17年度収支不足のため、繰上充用金6億791万4千円を計上いたしております。

なお、累積赤字につきましては、若干でございますが減少いたしております。

また、18年度から20年度にかけて収支改善計画に取り組むようにしておりますが、内容といたしまして、日本小型自動車振興会交付金の一部について支払いの延伸を行い、その財源を経営改善策に充当するものでございます。

本年度の平常開催レースは88日を予定し、オートレースグランプリ、ダイヤモンドレースをナイターで実施するよう計画いたしております。

21ページをお願いいたします。

学校給食事業特別会計でございますが、17年度までは、穂波のみ一般会計で計上し、他の市町は給食会等で処理を行ってまいりました。

この分につきまして、18年度より全体を特別会計で処理するようしております。

債務負担で、庄内中学校の20年度までの給食調理等業務委託料を計上いたしております。

養護老人ホーム運営事業特別会計でございますが、17年度まで、愛生苑、志ら川荘とも一般会計で処理いたしておりましたが、経費区分を明確にするため、18年度より特別会計で処理するようしております。

以上で、当初予算の一般会計、特別会計の説明を終わります。

続きまして議案番号が飛びますが、95号の説明をさせていただきます。

配布しております「平成18年度暫定補正予算概要」1枚ものでございますがお願いいたします。

この議案第95号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるとでございます。

資料の下のほうに記載しておりますように、平成17年度の小型自動車競走事業特別会計におきまして収入不足となりましたため、平成18年度予算から繰上充用をしたものでございます。繰上げ充用額は、6億794万4千円ありますが、暫定予算の期間中の補正でありますので、歳出のみ補正となっております。

以上で95号の説明を終わります。

#### ○ 上下水道局総務課長

続きまして上下水道企業会計予算につきましてご説明いたします。

18年度予算の前にまず、水道事業会計の17年度決算の見込みについて報告させていただきます。

単年度収支で約500万円の黒字が見込まれ、従って前年度までの剰余金、約2億6000万円を繰り越す予定でございます。

資料の22ページをお願いいたします。

まず、水道事業会計予算でございますが、予算第3上の収益的収入で、21億6628万4千円を計上しております。

このうち、給水収益は、20億624万4千円で旧1市4町の平成17年度当初予算との比較では約2億円の減収となっております。

これは、1市4町合併と同時に旧飯塚市の料金に統一したためであります。

次に、収益的支出でございますが24億1871万8千円を計上しております。

なお、収益的収支における損益計算につきましては、当年度純損益として2億7765万2千円を予定いたしております。

次に、予算第4条の資本的収入でございますが5億4213万5千円を計上しております。

このうち支出の鉛製給水管更新事業費の財源といたしまして、企業債を1億円及び簡易水道事

業費の財源といたしまして企業債を1億6000万円、それから出資金を3000万円、国庫補助金を9999万円それぞれ計上いたしております。

資本的支出につきましては、11億8922万5千円を計上いたしております。

その内訳といたしまして、改良事業費の4億6666万8千円は、国道201号バイパス配水管布設替工事他8件の工事費等によるもので、新設事業費の1億3233万円は、同じく国道201号バイパス配水管及び配水支管布設工事他3件の工事費等によるものでございます。

簡易水道事業費の2億8797万8千円は、高田地区配水管布設工事等によるものでございます。

続きまして産炭地域小水系用水道事業会計でございますが、収益的収入で2284万3千円を収益的支出では、4214万7千円をそれぞれ計上いたしております。

内容につきましては、省略させていただきます。

次に、下水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算第3条の収益的収入でございますが、13億4378万8千円を計上いたしております。

このうち主な収入であります下水道使用料は8億6310万6千円となっております。

また、収益的支出につきましては、12億9412万3千円を計上しております。

内容につきましては省略させていただきます。

次に、予算第4条の資本的収入で20億906万2千円を計上しておりますが、これは、支出の建設改良費の財源といたしまして企業債及び国庫補助金等を計上したものでございます。

次に、資本的支出でございますが、25億1433万4千円を計上いたしております。

このうち補助事業に伴う工事費で浸水対策分が6件、管きょ布設分が7件、終末処理場改築分が3件、それと委託料が3件、また、単独事業費といたしまして工事費6件を計上いたしております。

以上簡単でございますが平成18年度企業会計予算の概要説明を終わります。

#### ○ 病院局事務長

議案第68号平成18年度飯塚市立額田病院事業会計予算について説明させていただきます。

平成18年度予算概要書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

企業会計の病院事業会計でございますが昨年に比べまして1億4321万6千円減の9億4923万1千円で計上させていただいております。

資料の23ページをお願いいたします。

収益的収支、収益的収入でございますが9億4367万7千円、入院収益でございますが入院患者年間2万4千人4億3160万、外来収益、外来患者5万人で3億7500万で計上させていただいております。

それから収益的支出でございますが、9億4188万1千円、その主な内容でございますが、給与費、医師5名、職員45名、臨時職員23名、4億8870万7千円、それから材料費、2億1602万3千円、経費といたしまして1億8597万7千円、24ページをお願いいたします。

資本的収支でございます。

資本的収入は367万8千円を計上させてもらっております。

それから最後になりますけれども、資本的支出でございますが、建設改良費735万円を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

#### ○ 総務課長

続きまして、予算関係以外の議案につきましてご説明いたします。

議案書とは別にお配りをいたしております「議案概要」で説明をさせていただきます。

1 ページをお願いします。

議案第 69 号「飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、行財政改革に関する重要な事項につきまして、調査審議を行うため、附属機関として「飯塚市行財政改革推進委員会」を設置するものでございます。

議案第 70 号「飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「地方公務員災害補償法」等の改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

議案第 71 号「飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例」につきましては、本市の経費縮減を図るため、特別職の職員等の給料月額について、平成 18 年 8 月から 19 年 3 月までの間、市長については 10% を、助役、収入役、上下水道事業管理者及び教育長については 5% を減額するものでございます。

議案第 72 号「飯塚市地域振興基金条例」につきましては、合併特例債を財源として基金を設け、地域振興を図ろうとするものでございます。

議案第 73 号「飯塚市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」及び第 74 号「飯塚市国民保護協議会条例」につきましては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の規定に基づき、第 73 号が国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を、第 74 号が国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

議案第 75 号「飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきましては、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行に伴い、関係規定を整理するものでございます。

次の 2 ページをお願いします。

議案第 76 号「飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」が改正されたことに伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金の額を改定するもので、勤続 10 年以上 25 年未満の分団長、副分団長、部長、班長について、一律 2 千円を、率にして 0.4 から 0.9% を上げるものでございます。

議案第 77 号「工事請負契約の締結について」につきましては、平成 15 年度から実施しています「弁分公営住宅建替事業」の第 3 期事業としまして、4 階建 1 棟 44 戸を建設、整備するもので、工期が平成 19 年 5 月 31 日まで、契約金額が 4 億 9 129 万 5 千円、請負人が九特・徳永特定建設工事共同企業体でございます。

議案第 78 号及び第 79 号の「工事請負契約の締結について」につきましては、綱分の大坪団地の建替工事に係るもので、第 78 号は、3 階建 1 棟 18 戸を建設、整備するもので、工期が平成 19 年 7 月 31 日まで、契約金額が 2 億 4 738 万円、請負人が三協技建株式会社でございます。

第 79 号は、3 階建 1 棟 12 戸を建設、整備するもので、工期が平成 19 年 7 月 31 日まで、契約金額が 2 億 1 406 万 3 千 5 百円、請負人が株式会社 中村建設でございます。

次に 3 ページをお願いします。

議案第 80 号から第 87 号までの「損害賠償の額を定めることについて」につきましては、市道及び市の施設で起きました事故について、損害賠償を行うものでございます。

議案第 80 号につきましては、道路脇の転落防止ガードレールの隙間から水路に転落、腸骨部を負傷し、約 1 ヶ月程度の加療を要した件につきまして賠償を行うもので、市の過失が 5 割、賠償額は 6 万 8 千 4 47 円でございます。

議案第 81 号から第 86 号までにつきましては、いずれも、走行中の車両が、市道の陥没部分

に左前輪を落とし、タイヤ、ホイール等を損傷した事故に対して賠償を行うものであります。第81号につきましては、過失10割、賠償額が25万2千円、第82号が過失6割、賠償額が1万7千400円、第83号が過失10割、賠償額が1万710円、第84号が過失10割、賠償額が3万7千758円、次の4ページをお願いします。

第85号が過失8割、賠償額が1万248円、第86号が過失7割、賠償額が6千440円でございます。

議案第87号につきましては、市民公園 陸上競技場前の駐車広場において、樹木の切株に車両が当たり、バンパー等を損傷したもので、過失が3割、賠償額が4万919円でございます。次の5ページをお願いします。

議案第88号から第92号までにつきましては、本市が加入しています一部事務組合の構成団体、規約の変更などについて、議決を求めるものでございます。

議案第88号の「福岡県市町村災害共済基金組合」、第89号の「福岡県自治振興組合」につきましては、両組合ともに県内の全市町村で構成しており、市町村の合併に伴い、構成団体を84市町村から69市町村に変更するものでございます。

議案第90号の「飯塚広域市町村圏事務組合」につきましては、飯塚市、嘉麻市の新設合併に伴い、構成団体、組合議員の定数、組合経費の負担割合などを変更するものでございます。

議案第91号及び第92号の「福岡県市町村職員退職手当組合」につきましては、第91号が平成18年8月1日付けで「飯塚市・桂川町衛生施設組合」を加入させるもの、第92号が平成18年10月1日付けで、八女郡上陽町を脱退させ、八女市を加入させるものでございます。最後の6ページをお願いします。

議案第93号「飯塚市土地開発公社定款の変更について」につきましては、飯塚市公告式条例の制定に伴い、定款を変更するものでございます。

議案第94号「市道路線の認定について」につきましては、「道路法」の規定に基づき、10路線を市道として認定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○ 総務部長

続きまして、人事議案について、ご説明いたします。

議案第96号から第102号までの人事議案につきましては、「飯塚市等公平委員会委員」3名の選任について議会の同意を、また、任期満了に伴う「人権擁護委員」4名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

また、報告第19号から第29号までの11件の報告でございますが、「平成17年度 飯塚市一般会計の繰越明許費繰越計算書」、「平成17年度 飯塚市一般会計の事故繰越計算書」、「平成17年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」、土地開発公社、都市施設管理公社、教育文化振興事業団、サンビレッジ茜の「平成17年度の決算」及び「平成18年度の事業計画並びに予算」につきましては、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが、議案の説明を終わります。

#### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なしの声あり」) 質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について事務局に説明させます。

議会事務局 議事課長。

#### ○ 議事課長

議案の付託委員会について説明をいたします。

議案書をお願いいたします。

議案第52号は、のちほどご審議いただきます予算特別委員会に、53号から55号までの3件は、いずれも厚生委員会に、56号は、総務委員会に、57号は、産業経済委員会に、58号は、厚生委員会に、59号及び60号は、産業経済委員会に、61号は、建設委員会に、62号は市民環境委員会に、63号は文教委員会に、64号は厚生委員会に、65号から67号までの3件は、いずれも建設委員会に、68号は、厚生委員会に、69号から76号までの8件はいずれも総務委員会に、77号から87号までの11件は、いずれも建設委員会に、88号及び89号につきましては、のちほどご説明をさせていただきます。

次に、90号から92号までの3件は、いずれも総務委員会に、93号及び94号は建設委員会に、95号については、産業経済委員会にそれぞれ付託してはと考えております。

次に人事議案であります議案第96号から102号までの7件につきましては、最終日に上程し、提案理由説明ののち、委員会付託省略を諮り質疑、討論、採決としていただいております。

また、先ほど説明を保留いたしました議案第88号及び89号につきましては、それぞれの組合への提出期限が7月10日とされており、7月18日の最終日の議決では間に合わないという事情がございます。

この取り扱いにつきましては、本日、委員会開催前に正副議長、議会運営委員会の正副委員長と所管委員会であります総務委員会の正副委員長で協議されましたなかで、一般質問最終日、議案の委員会付託の前に日程に掲載し、委員会付託省略を諮ったのち質疑、討論、採決とすることで調整されておりますので、そのようにしていただきたいと考えております。

最後に、報告事項第19号から29号までの11件につきましても最終日に報告、質疑と考えております。

以上、ご審議方、よろしくお願いたします。

#### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

#### ○ 川上委員

おはようございます。

日本共産党の川上です。

議案番号56、平成18年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算、これの提案については総務委員会とお聞きしましたが間違いありませんか。

お尋ねします。

#### ○ 議事課長

はい、間違いございません。

#### ○ 川上委員

これは検討されたと思うんですが、総務委員会に付託を提案する理由をお尋ねします。

#### ○ 議事課長

企画調整の人権の方からあがってきておりますので、総務といたしております。

#### ○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり) ご異議なしと認めます。

よって、「議案の付託委員会」については、そのように決定いたしました。

次に、「予算特別委員会の設置」について事務局に説明させます。

議会事務局 議事課長。

○ 議事課長

一般会計当初予算につきましては、特別委員会を設置して付託するということが申し合わせで決定されております。

従いまして、この申し合わせに添って、特別委員会を設置していただいております。なお、特別委員会の名称は、「平成18年度一般会計予算特別委員会」、委員の定数につきましては、4月27日に開催されました代表者会議におきまして、6人以上の交渉会派から各1名を選出していただき、委員定数は13人とすることが決定されておりますので、そのようにしていただいておりますので、併せましてご審議方よろしくお願いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

事務局説明のとおり、予算特別委員会を設置することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「平成18年度一般会計予算特別委員会」とし、委員定数は13人とすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

よって、特別委員会の名称及び委員定数は、そのように決定いたしました。

次に、「人選届け出期限」「特別委員会の設置時期」について事務局に説明させます。

議事課長。

○ 議事課長

案件に記載しておりますとおり、各会派からの選出委員の届け出期限は、6月21日・水曜日の5時までとし、特別委員会の設置につきましては、一般質問最終日に予定しております議案の委員会付託の際、議長の発議によりまして設置を諮っていただいておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

「人選届け出期限」は、6月21日（水）午後5時まで、「特別委員会の設置時期」は、一般質問最終日、議案の委員会付託日とすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

よって、「人選届け出期限」及び「特別委員会の設置時期」はそのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について事務局に説明させます。

議会事務局 議事課長。

○ 議事課長

会期及び会議予定について説明いたします。

お手元に配付しております「平成18年第3回 飯塚市議会定例会会期日程（案）」をご覧ください。

まず、会期につきましては、6月15日から7月18日までの34日間を考えております。

次に、主な会議予定でございますが、6月15日の初日には、開会前に上下水道事業管理者よ

り就任の挨拶を受けていただいております。

開会后、会期決定ののち、「閉会中の所管事務の調査」についての各常任委員会の委員長報告、市長から施政方針説明及び上程議案の提案理由説明がございます。

翌日からは考案日として休会いたしますが、代表質問、一般質問の日程を6月23日・金曜日を初日として、土日を挟みまして、28日・水曜日までの4日間の日程で当初予定をしておりましたが、各会派から質問者の人数をお聞きしましたところ、代表質問者が10名、一般質問議員が15名、合計25名程度の質問が現在予定されております。

従いまして、16日・金曜日の質問通告締切りから23日・金曜日を代表質問日の初日といたしますと非常に窮屈な日程となりますので、日程を1日繰り延べまして、25日・日曜日までを休会とし、26日・月曜日から29日・木曜日までの日程で代表質問、一般質問をお願いいたしますと考えております。

その他委員会開催日等の日程につきましては、お手元に配布しております会期日程（案）のとおりでと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

よって、「会期及び会議予定」については、そのように決定いたしました。

ただいま会期日程をご協議・決定いただきましたが、特に、代表質問及び一般質問日の日程につきましては、配布しておりました行事予定表から日程が変更になっておりますので、委員さん方をお願いでございますが、各会派の議員さん方にご周知いただきますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

それとですね、お願いでございますが、代表質問、一般質問先ほどあきられる方が人数が多いということがございますので、代表質問、一般質問の持ち時間の1分前にベルを鳴らしますので、是非ひとつ時間を守っていただきたいと思っております。

今回初めてでなかなかこのような形で多くの方々がされますので、是非ひとつ皆さんに十二分に発言していただきたいということでございますので、是非時間守っていただいて1分前にベル鳴らしますんで、ひとつご協力をお願いしたいと思います。

あともうひとつはですね、一般質問、代表質問についてですね、発言について申し合わせ事項がございましたですね、事務局、ちょっと説明をお願いいたします。

### ○ 議会事務局長

代表質問、一般質問につきまして、4月にお配りいたしました申し合わせ事項に記載をさせていただいておりますが、まず、申し合わせ事項配布しております分の3ページの発言の一般質問、代表質問のなかで、まず、代表質問につきましては、市長の施政方針に対してのみの質問を行うものとしたしまして、市長が施政方針を行う定例会に実施するものとしたしております。

代表質問の時間は、答弁を含まずに持ち時間が30分以内でございます。

また、一般質問の時間につきましては、20分以内でございます。

また、一般質問につきましては、上程議案に対する一般質問は行わない。

また、代表質問をした議員さんは、その会期中の一般質問はしないものとする。

また、ご自分の所属してある委員会の所管事項に関する質問は行わない。

それから、質問は通告制、また、正副議長、監査委員は代表質問、一般質問は遠慮する。

そのような申し合わせがあつておりますので、お知らせいたします。

○ 委員長

ありがとうございます。

ただいま事務局長よりご説明がありましたように代表質問の時間はまず、30分以内、一般質問が20分以内となっております。

それと自分が所属する委員会につきましては、質問をしないということになっておりますので、ひとつそういうところも踏まえながらですね、代表質問、一般質問をお願いしたいと思っております。

以上のお願いでございます。

次に、「請願の取り扱い」について事務局に説明させます。

議会事務局 議事課長。

○ 議事課長

昨日までに提出されました請願が1件ございます。

お手元にも配布しております請願文書表を見ていただきたいと思います。

「請願第1号」は、一般質問最終日に予定しております議案の委員会付託日の本会議において議席に請願文書表を配布いたしまして、付託をしていただいております。

なお、委員会付託につきましては、建設委員会に付託していただいております。

ご審議方よろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

「請願の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり) ご異議なしと認めます。

よって、「請願の取り扱い」については、そのように決定いたしました。

次に、「質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の(追加)の提出締切日」について事務局に説明させます。

議会事務局 議事課長。

○ 議事課長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締切日は、申し合わせのとおり、招集日の翌日であります6月16日・金曜日の午後3時までに、また、代表質問の通告締切日は、施政方針説明日の翌日であります同じく6月16日・金曜日の午後5時までと考えております。次に、議案に対する質疑通告締切り及び意見書案・請願(追加分)の提出締切り日は、6月21日(水)午後5時までに、また、委員長報告に対する質疑通告締切りにつきましては、本会議初日に行われます「閉会中の所管事務の調査」についての各常任委員会の委員長報告に対する質疑につきましては、6月13日・火曜日の午後5時までに、また、最終日に予定されております委員長報告につきましては、7月13日・木曜日の午後5時までと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質疑通告書は、所定の様式を事務局で作成しておりますので、要旨を記載の上、提出していただきますようお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○ 後藤委員

いまの説明の中の委員長報告に対する質疑通告締切日とありますが、委員長報告を各委員さんにお配りされるわけですか。

お尋ねします。

○ 議会事務局長

委員長報告につきましては、事前にその2日前までに出来るものと出来ないものがあるかどうかと思っております。

それで、委員会の書記が要点筆記を作っておりますので、それを見ていただいてその上でと考えております。

委員長報告につきまして2日前に出来る委員会、また、委員長にも報告等で委員長が見られないといけないということがもちろんございますので、その上で間に合う委員会等がございますので、そこらへんにつきましては、先ほど申しました要点筆記で対応していただければと考えております。

○ 後藤委員

そうなる質問をしょって、どういふのを委員長報告されるかもわからないのに、わざわざそれを見に行かないと駄目な訳ですか。

いままでちょっとこれがなかったことなんでどういふふうにかういふ部分が入ったのかわからないんで、そこらへんも含めて説明いただきたいんですけど。

○ 議会事務局長

質疑につきまして、質疑通告制をお願いいたしましたのは、調整委員会の中でもご決定いただきましたんですけども、かなりの質疑等が予想されるということと、そういったことであらかじめ確実な答弁できるように、委員長さん方も答弁が出来ますようにそういった形のなかでの通告をしていただければということに当座考えております。

それと委員長報告を見られないと出来ないということがございますが、先ほど申しましたように要点筆記を見ていただいて、その中でのこういった質疑ということがあるのが1点と各常任委員会に各会派の委員さんが入ってあろうかと思えます。

そちらの委員さんからの情報等も併せてお聞き願えればということでかういふ形にさせていただいておるところでございます。

○ 後藤委員

今の最後のこと言われたら、各会派の委員さんに配れて言われたら何か資料がないと私たちが要点筆記かなんかをもらわない限りはそのお伝えができないんですけど。

暫時休憩 11:03

再開 11:10

○ 議会事務局長

ただいま課長の説明のなかで質疑通告につきましてのなかで、委員長報告に対する質疑通告締切りににつきましては、事務局といたしましては、議案に対する質疑通告がございましたもんで委員長報告に対してもということで考えてご提案させていただきましたけれども、更にはこれについては、取り下げをさせていただきたい、委員長報告に対する質疑通告は行わず従来どおりということで訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご審議方お願いいたします。

○ 委員長

ただいま事務局長よりご説明がありましたけれども、委員長報告についての質疑通告について取り下げたいということでございますけれども、このことについてよろしゅうございませうか。

ご了承いただけましょうか。

(「はい」の声あり) ありがとうございます。

それではほかに質疑ありませんか。

○ 川上委員

6項の1、一般質問通告締切日が16日金曜日の午後3時で、2項の代表質問のほうの通告締切りが午後5時になっておりますけれども、この午後3時と午後5時に分けてるのは何か理由があるんですか。

お尋ねします。

○ 議会事務局長

時間的に分けたのは、ひとつはかなりの人数が予想されるということから、整理のために3時と5時という形でさせていただいております。

従前、一般質問5時にいたしますとぎりぎり等もございますので、その辺の人数等も勘案したなかで、3時と5時ということにさせていただいております。

それと補足でございますが、代表質問につきまして、15日に市長の施政方針があって、その翌日に代表質問を出すということになりますと施政方針を見る機会がございません。

それで、執行部とも話しまして、代表者の皆様に市長の施政方針の原稿を若干の修正はあろうかと思っておりますけれども、そうした原稿案をいただくようにいたしております。

今日、代表者会議がございます中でお配りをさせていただくような手筈にはとらせていただいております。

○ 川上委員

発想の問題だと思うんですね。

議会にとって質問というのは議会制民主主義の生命だと思うんですよ。

それで通告制をとっている以上ね、16日が締切りなら17時が当然に締切り時間だと思うんですね。

いままでそれぞれの議会も5時でやってきたんじゃないですか。

わずかですよ代表質問の予定が10、一般質問の予定が15でしょ。

併せて25くらいの事務をね、飯塚市議会の事務局が整理しきらないはずはないと思うわけですよ。

それで、議員が自由に出来るだけきちんと質問が出来るように少しでもそういう立場でものを考えるならばね、私は一般質問通告締切りの時刻も午後5時にするべきだというふうに思います。

検討してください。

○ 委員長

いま、34番の川上委員のほうから一般質問締切日も代表質問と一緒に16日の金曜5時にしたいという意見出てますけれども、意見出てますんで、ちょっと調整いたしますんで、ちょっとおまちくだしませ。

暫時休憩いたします。

暫時休憩 11:14

再開 11:15

○ 議会事務局長

いまご質問の一般質問の通告につきまして、時間を代表質問と合わせるようにということでございます。

この点につきましては、議会運営委員会としては午後5時ということにさせていただき、また、これが申し合わせ事項であっておりますので、代表者会議にもおはかりいたしまして、そのような形に5時に合わせるというような形でご提案させていただきたいと思っております。

この議会運営委員会では5時というになっておりますので、その意向を受けまして、代表者会議にもご連絡したいと思っております。

○ 委員長

いま、議会事務局のほうから、一般質問通告の時間を午後3時を午後5時に訂正したいとの旨がっておりますけども、委員の皆さんよろしゅうございましょうか。

○ 議会事務局長

それで質問通告につきまして既に午後3時といたしました分をあらためて午後5時ということにさせていただきます。

○ 委員長

それでは、午後5時に訂正ということによろしゅうございましょうか。  
ありがとうございます。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

「質問及び質疑通告並びに意見書案・請願(追加)提出締切日」については、ただいま協議したとおりとすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり) ご異議なしと認めます。

よって、「質問及び質疑通告並びに意見書案・請願(追加)提出締切日」については、そのように決定いたしました。

その他でございますが、次回の委員会は6月26日(月)の本会議終了後に開催いたしますので、よろしく願いいたします。

おはかりいたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり) ご異議なしと認めます。

よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。